

平成29年度 第22回 神奈川県弁護士会人権賞 受賞決定者

1	ヘイトスピーチを許さない かわさき市民ネットワーク	略歴	<p>ヘイトスピーチに反対する活動を行うため、2016年1月、川崎市川崎区桜本の「ふれあい館」を運営する社会福祉法人青丘社などが呼びかけ、桜本商店街振興組合など川崎市内外61団体が賛同して結成された。</p> <p>同月「川崎でのヘイトスピーチを許さない『オールかわさき』市民集会」を開催。</p> <p>以後、ヘイトスピーチ根絶を訴える署名活動、監視活動やヘイトスピーチ学習会の開催、川崎市に対する人種差別撤廃条例の早期制定を求める申入れなどの活動の中心となる。</p>
		表彰事項	<p>川崎市内で行われているヘイトスピーチに対する反対運動に取り組み、崔江以子氏とともに国に働きかけ、ヘイトスピーチ解消法成立に寄与した。</p> <p>川崎市においては、人種差別撤廃条例の制定に取り組んでいる。</p>
		推薦理由	<p>桜本で育ち、ふれあい館に勤務していた崔江以子氏は、2015年11月頃から始まった桜本周辺でのヘイトスピーチデモに対し、これに敢然と立ち向かうことを表明。これに賛同する市民・団体が集まり、本団体が結成された。</p> <p>崔氏は、この問題の被害者として、顔と名前をメディアに出し、以後、同氏と本団体を中心になってヘイトスピーチの根絶を訴え、国に働きかけて2016年5月のヘイトスピーチ解消法の成立にも結びついた。</p> <p>崔氏は、現在もなお、インターネットにおける誹謗中傷を嵐のように受け、身の危険すら感じる毎日を過ごしている。このような状況下において、同氏が人権賞を受賞した場合、その報道で同氏への攻撃が熾烈化するおそれもあり、今回は本団体を推薦することとした。</p> <p>弁護士会が人権賞を出すことに意味があるとすれば、現場で人権のために闘う人々に連帯の意思を表明し励ます点にあり、その意味で、人権賞の対象として本団体が最も相応しいものと確信している。</p>
2	合唱団いちばん星	略歴	<p>1992（平成4）年、10余人の教職員で結成。作曲家大西進氏を中心に活動開始。第1回演奏会で作曲家中田喜直氏を招き、市民合唱団へと成長。</p> <p>その後、指揮者に声楽家山寺圭子氏を迎え、毎年1回「平和と命」をテーマに演奏会を行う。</p> <p>憲法施行70周年の今年（平成29年）は、「たま憲法集会」「第31回東京憲法フェスティバル」に出演、来年25周年演奏会では、交流のある岩手県大槌キッズコーラスと合同演奏を行う。</p>

		<p>表彰事項</p>	<p>「愛と平和を歌う市民合唱団」として川崎で 25 年間活動を続けている。憲法施行 70 周年の今年は様々なイベントで憲法を「こわしてはいけない」(窪島誠一郎作詞・池辺晋一郎作曲)と歌い、「戦争による人権抑圧」「憲法の平和主義や幸福追求権」を歌うことで、わかりやすく市民に広めてきた。</p> <p>また、シベリヤ抑留経験のある団最高齢 95 歳の団員の平和憲法への思いのこもった歌声は各地で感動を呼んでいる。</p>
		<p>推薦理由</p>	<p>川崎市にはたくさんの合唱団があるが、創立以来、常に「平和の中に生きる、人びとの権利」をモチーフにした歌を歌い続けた合唱団は、唯一といってよい。</p> <p>様々な市民の集いの場で、多くの人を励まし続け、中でも東日本大震災被災者の人々を励まそうと「激励公演」を企画し、実行した行動力は高く評価されている。</p>

2017. 12. 7 人権賞選考会